

患者さんに  
役立つちょっと  
いい話



# 相澤病院 医療連携 かわら版

2022.9 NO.16



今回は選定療養費に関する大切なお話です。  
日頃から病気の相談にのってもらえる、かかりつけ医をもちましょう。

## 10月1日より選定療養費が変更になります。

令和4年4月の診療報酬の改定に伴い、10月1日より選定療養費が下記の通り変更となります。

選定療養費は、紹介状を持参されない初診患者さんに対して、一定額の自己負担をお支払いいただくもので、かかりつけ医との機能分化推進を目的として、厚生労働省の指導により義務化されています。皆さまのご理解とご協力を宜しくお願いいたします。

＜初診時並びに再診時の選定療養費＞

初診時：5,500円（税込）→ 8,000円（税込）  
再診の都度：2,700円（税込）→ 4,000円（税込）

## 以下のような場合に、選定療養費がかかります。

### ○初診時

- ・紹介状（診療情報提供書）を持参されずに、当院に初めて受診される場合
- ・患者さんが任意に治療を中止し1ヶ月以上経過した後で、再び当院において診療を受ける場合
- ・前傷病の病名が治癒された患者さんで、新たに同じ診療科で受診される場合や別の科に受診される場合

### ○再診時

- ・当院担当医が他の病院（200床未満）又は診療所に対して紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合。

厚生労働省ホームページ 上手な医療のかかり方  
<https://kakarikata.mhlw.go.jp/index.html>

※ご不明な点がございましたら、紹介受付の職員にお問合せ下さい。



## 地域医療を支える病院のお仕事 職種のお話④

好評を頂きました職種のお話第4弾です。今回で最終回です。様々な職種が協力して患者さんの治療から病院での生活、退院のサポート、自宅でのサポートを行っています。

### No.19 看護補助者

患者の身の回りのお世話や看護師のサポーターとしての役割を務めます。業務内容は、病院（施設）によって異なりますが、介助業務（食事、排泄、おむつ交換、検査の付き添いなど）、病院内の備品、器具のチェック、簡単な事務の補助業務、病院内のベッドシーツの交換や清掃、環境整備など多岐にわたります。



### No.20 医師事務作業補助者

医師が行う業務のうち、事務的な業務をサポートする職種です。診断書など「医療文書の作成代行」や外来診療時に診察室での事務業務、がん登録や外科手術の症例登録など業務は多岐にわたります。



### No.22 医療事務(受付)

受付担当者は病院の顔として診察券と保険証の確認、受付処理、次回診療日の予約などです。薬の処方箋を渡したり、医療費を受け取って精算なども行います。当院では総合受付、ER受付、診療科・検査など専門的な受付で仕事内容が異なります。



### No.21 医療事務(算定・レセプト担当)

病院では医療保険制度に従って医療費を計算し、患者さんの負担割合に従って診療費を支払ってもらい、残りを保険者（健康保険組合など）に請求します。その際に提出する明細書をレセプトと言います。レセプト作成はカルテを見ながらデータを入力するので、内容を理解する知識が必要です。医師が作成したカルテを理解する力は、医療事務の専門性と言えます。



### No.24 医療連携担当者

他院から紹介される患者さんがスムーズに当院を受診・入院できるように、様々な役割を担っています。紹介受付や紹介状、返書の管理など仕事は多岐にわたります。時には地域のかかりつけ医（診療所や病院）を訪問し、情報交換したり様々な課題をみつめ、より良い病院となるよう病院内に情報共有します。



### No.23 診療情報管理士

診療記録及び診療情報を適切に管理し、その情報を活用することにより、医療の安全管理、質の向上及び病院の経営管理に貢献する専門的な職業です。カルテに含まれている情報は診療の継続、医療従事者の研究及び教育、病院経営、公衆衛生上大変重要です。その価値を最大限発揮させることができるよう公的な記録として管理します。

